様式第４号

学術指導契約書

　公立大学法人前橋工科大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

　（定義）

第１条　この契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「学術指導」とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する教員がその教育研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、乙の業務又は活動を支援するものをいう。

(2) 「学術指導担当員」とは、甲に所属し、学術指導を担当する者であって、次条に記載する者をいう。

(3) 「学術指導料」とは、学術指導に要する経費として、乙が甲に支払う指導料をいう。

　（学術指導の名称等）

第２条　甲は、学術指導を乙の依頼により実施するものとする。

(1) 学術指導の名称

(2) 学術指導の内容

(3) 学術指導担当員

(4) 学術指導の期間　　○年○月○日から　○年○月○日まで

(5) 学術指導の実施場所

(6) 学術指導料（消費税及び地方消費税の額を含む。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額 |
| 直接経費 | ○○○○○円 |
| 間接経費（注１） | ○○○○○円 |
| 合　　計 | ○○○○○円 |

　　　（注１）間接経費は、直接経費の１０％に相当する額とし、千円未満は四捨五入することができます。

（学術指導料の納付）

第３条　乙は、前条に定める学術指導料を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

２　乙は、所定の納付期限までに学術指導料を納付しないときは、納期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、その未納額に年５．０％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

　（指導の中止又は期間の延長）

第４条　学術指導の実施に当たり、災害その他甲乙いずれの責にも帰さないやむを得ない事由が発生したときは、甲乙協議の上、学術指導を中止し、又は指導期間を延長することができる。この場合において発生する損害については、甲乙いずれもその責を負わないものとする。

　（免責）

第５条　甲は、学術指導に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、かつ、当該乙の事業活動に起因する損害について、その責を負わないものとする。

　（知的財産権の取扱い）

第６条　学術指導の結果により生じた知的財産権の取扱いについては、当該知的財産権が生じた状況を勘案し、甲乙協議の上、定めるものとする。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は、本学術指導の実施に当たり、双方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た秘密情報について、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、秘密情報を学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

（成果の公表）

第８条　学術指導による成果は、公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

　（契約の有効期間）

第９条　この契約の有効期間は、第２条に定める期間とする。

２　前項の規定に関わらず、この契約書の失効後においても、第５条から第８条までの規定は、学術指導による対象事項がすべて消滅するまでの間、有効に存続する。

　（協議）

第１０条　この契約書に定めのない事項について、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　住所　群馬県前橋市上佐鳥町４６０番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　公立大学法人前橋工科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　（氏名）　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　（乙）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者の役職及び氏名）　　印